



埼玉県報

第23号
令和元年(2019年)
7月23日
火曜日

目次

規則

- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 交通管制システム保守業務に関する落札者等の公示（施設課）
- 県道胄山熊谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則(平成三十一年埼玉県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項を削る。

附則第三項中「平成三十一年八月三十一日」を「令和元年八月三十一日」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第一項の見出しを削り、同項中「施行する。」の下に「ただし、第一条中学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条を第二十三条とし、第十九条の次に三条を加える改正規定は、令和二年四月一日から施行する。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百八十八号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ春日部店

埼玉県春日部市粕壁東二丁目八十一―一外二筆

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年三月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千百六十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年七月九日

二 縦覧期間

令和元年七月二十三日から令和元年十一月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年七月二十三日から令和元年十一月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百九十号

所沢市から所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

戸田市から戸田市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

鴻巣市から鴻巣都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十三号

越谷市から越谷都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあつては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和元年八月一日午前十時三十分	株式会社エステート塚本	塚本 貞夫	埼玉県加須市旗井一丁目二十一番地九

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
交通管制システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 5 落札金額
36,155,748円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年4月23日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

路線名	青山熊谷線
供用開始の区間	熊谷市高本字反町一八八番一地从先から 同市中曾根字北町二〇一八番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和元年七月二十三日 (午後二時)
備考	平成二十九年十一月十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始 である。 延長一一七四・〇〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
一地先まで 先から同市栗橋北二丁目三四四一番 久喜市栗橋北二丁目三三九一番四地	一地先まで 先から同市栗橋北二丁目三四三四番 久喜市栗橋北二丁目三三九二番三地	区 間
九・七九〇 一七・二二二	七・〇一〇 一一・二二五	敷地の幅員 (メートル)
五六四・三二一	三八七・一三三	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路線名	羽生外野栗橋線
供用開始の区間	久喜市栗橋北二丁目三三九一番四地先から同市栗橋北二丁目三四四一番一地先まで
供用開始の期日	令和元年七月二十三日
備考	令和元年七月二十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 五六四・三一メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年七月二十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第三号	指定番号
第一項第四号	指定に係る道路の種類
建築基準法第四十二条	指定の年月日
令和元年七月十六日	指定に係る道路の位置
埼玉県加須市北大桑字宮下五百十六の一部	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
五百八十四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
十二・〇	

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年七月二十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第二号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第七日	指定の年月日
三	指定に係る道路の位置
四十五・五三	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
建築基準法 第四十二条	
令和元年七月十 七日	
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字茅苅五百十七番	